

長野県のタクシー料金

タクシーのご案内

[ホーム](#) / [タクシーのご案内](#) / [長野県のタクシー料金](#)

長野交通圏の料金

(令和2年2月1日より)

令和元年12月13日公示第74号長野県A地区公定幅運賃・料金表 上限運賃

※長野交通圏=長野市A(長野市のうち、平成17年1月1日合併前の長野市及び平成17年1月1日に編入された旧更級郡大岡村、旧上水内郡戸隠村・鬼無里村の区域)、千曲市、埴科郡の区域

1 距離制運賃

車種	車種説明	初乗運賃	加算運賃
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。 ただし、身体障害者輸送車(患者輸送車、車椅子移動車)。	最初の1.2km 870円	196メートルまで 増すごとに120円
大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。)を超えるものであって乗車定員6名以下のもの。 同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量2.5リットル(ディ	最初の1.2km 810円	171メートルまで 増すごとに120円

一ゼル機関を除く。)を超えるもので、かつ、乗車定員 6 名以下のもの。
 身体障害者輸送車(患者輸送車、車椅子移動車)のうち乗車定員 7 名以上のもの。

普通車

道路運送車両法施行規則第 2 条に定める普通自動車のうち排気量 2 リットル(ディーゼル機関を除く。)以下のものであって乗車定員 6 名以下のもの及び同条に定める小型自動車のうち乗車定員 6 名以下のもの。
 同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量 2.5 リットル(ディーゼル機関を除く。)以下で、かつ、乗車定員 6 名以下のもの。
 同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車(患者輸送車、車椅子移動車)であって乗車定員 6 名以下のもの。
 同条に定める軽自動車(使用用途が福祉輸送サービスに限定される場合に限る)。
 同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員 6 名以下のもの。

最初の 1.2km
640 円

238 メートルまで
増すごとに 100
円

2 時間距離併用運賃

車種	運賃
特定大型車	時速 10 キロメートル以下の走行時間について 1 分 15 秒について 120 円の割合
大型車	時速 10 キロメートル以下の走行時間について 1 分 5 秒について 120 円の割合
普通車	時速 10 キロメートル以下の走行時間について 1 分 30 秒について 100 円の割合

3 時間制運賃

車種	初乗運賃	加算運賃
特定大型車	最初の 30 分まで 5,600 円	以後 30 分毎に 5,600 円
大型車	最初の 30 分まで 5,400 円	以後 30 分毎に 5,400 円
普通車	最初の 30 分まで 3,900 円	以後 30 分毎に 3,900 円

4 料金

車種	待料金	迎車回送料金
特定大型車	1 分 15 秒について 120 円割増	1 車両 1 回ごとに 200 円
大型車	1 分 5 秒について 120 円割増	1 車両 1 回ごとに 200 円
普通車	1 分 30 秒について 100 円割増	1 車両 1 回ごとに 200 円

5 運賃の割増

深夜早朝割増	22 時から翌日 5 時まで 2 割増
冬期割増	12 月 24 日から 3 月 5 日まで 2 割増 ※飯山市・中野市・下水内郡・下高井郡・上水内郡信濃町・飯綱町・北安曇郡小谷村・白馬村の地域(ただし、当該地域を実車走行する自動車に限る。)

6 運賃の割引

(1)距離制運賃の割引 … 1 割引、①・②・③・④の割引の重複はできません。

① 身体障がい者割引は、**身体障害者手帳**を所持している者が乗務員に当該手帳を提示した場合に適用します。

② 知的障がい者割引は、**療育手帳**を所持している者が乗務員に当該手帳を提示した場合に適用します。

- ③ 精神障がい者割引は、**精神障害者保険福祉手帳**を所持している者が乗務員に当該手帳を提示した場合に適用します。
- ④ 運転免許証返納者割引は、運転経歴証明書の交付を受けた者が乗務員に **運転経歴証明書**を提示した場合に適用します。

※ なお、精神障がい者割引及び運転免許証返納者割引につきましては、割引を導入していない事業者があるため、事前にタクシー事業者へお問い合わせされるか、ご乗車時に乗務員へおたずね下さい。

(2)遠距離割引は、一定(9,000 円等)を超えた額に対して 1 割引等となります。

※ 割引の重複について、上記(1)(2)との重複は、適用することができます。

※ 運賃の割引は、各社それぞれにおいて、北陸信越運輸局長の認可を得ています。

※ 各種割引や割引率につきましては、ご利用になりますタクシー事業者へお問い合わせ願います。

上記以外のタクシー料金（長野交通圏以外の地域）

(令和 2 年 2 月 1 日より)

令和元年 12 月 13 日公示第 74 号長野県 B 地区公定幅運賃・料金表 上限運賃

令和元年 12 月 13 日公示第 73 号長野県 B 地区自動車認可運賃・料金表 上限運賃

1 距離制運賃

車種	車種説明	初乗運賃	加算運賃
特定大型車	道路運送車両法施行規則第 2 条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員 7 名以上のもの。 ただし、身体障害者輸送車(患者輸送車、車椅子移動車)。	最初の 1.2km 830 円	183 メートルまで 増すごとに 120 円
大型車	道路運送車両法施行規則第 2 条に定める普通自動車のうち排気量 2 リットル(ディーゼル機関を除く。)を超えるものであって乗車定員 6 名以下のもの。	最初の 1.2km 770 円	184 メートルまで 増すごとに 120 円

同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量 2.5 リットル(ディーゼル機関を除く。)を超えるもので、かつ、乗車定員 6 名以下のもの。
 身体障害者輸送車(患者輸送車、車椅子移動車)のうち乗車定員 7 名以上のもの。

普通車

道路運送車両法施行規則第 2 条に定める普通自動車のうち排気量 2 リットル(ディーゼル機関を除く。)以下のものであって乗車定員 6 名以下のもの及び同条に定める小型自動車のうち乗車定員 6 名以下のもの。
 同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量 2.5 リットル(ディーゼル機関を除く。)以下で、かつ、乗車定員 6 名以下のもの。
 同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車(患者輸送車、車椅子移動車)であって乗車定員 6 名以下のもの。
 同条に定める軽自動車(使用用途が福祉輸送サービスに限定される場合に限る。)
 同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員 6 名以下のもの。

最初の 1.2km
640 円

253 メートルまで
増すごとに 100
円

2 時間距離併用運賃

車種別	運賃
特定大型車	時速 10 キロメートル以下の走行時間について 1 分 10 秒について 120 円の割合
大型車	時速 10 キロメートル以下の走行時間について 1 分 10 秒について 120 円の割合
普通車	時速 10 キロメートル以下の走行時間について 1 分 35 秒について 100 円の割合

3 時間制運賃

車種別	初乗運賃	加算運賃
特定大型車	最初の 30 分まで 5,300 円	以後 30 分毎に 5,300 円
大型車	最初の 30 分まで 5,250 円	以後 30 分毎に 5,250 円
普通車	最初の 30 分まで 3,750 円	以後 30 分毎に 3,750 円

4 料金

車種	待料金	迎車回送料金
特定大型車	1 分 10 秒について 120 円割増	1 車両 1 回ごとに 200 円★
大型車	1 分 10 秒について 120 円割増	1 車両 1 回ごとに 200 円★
普通車	1 分 35 秒について 100 円割増	1 車両 1 回ごとに 200 円★

★：一部事業者を除く

5 運賃の割増

深夜早朝割増	22 時から翌日 5 時まで 2 割増
冬期割増	12 月 24 日から 3 月 5 日まで 2 割増 ※飯山市・中野市・下水内郡・下高井郡・上水内郡信濃町・飯綱町・北安曇郡小谷村・白馬村の地域(ただし、当該地域を実車走行する自動車に限る。)

6 運賃の割引

(1)距離制運賃の割引 … 1 割引、①・②・③・④の割引の重複はできません。

- ① 身体障がい者割引は、**身体障害者手帳**を所持している者が乗務員に当該手帳を提示した場合に適用します。
- ② 知的障がい者割引は、**療育手帳**を所持している者が乗務員に当該手帳を提示した場合に適用します。
- ③ 精神障がい者割引は、**精神障害者保険福祉手帳**を所持している者が乗務員に当該手帳を提示した場合に適用します。
- ④ 運転免許証返納者割引は、運転経歴証明書の交付を受けた者が乗務員に **運転経歴証明書**を提示した場合に適用します。

※ なお、精神障がい者割引及び運転免許証返納者割引につきましては、割引を導入していない事業者があるため、事前にタクシー事業者へお問い合わせされるか、ご乗車時に乗務員へおたずね下さい。

(2)遠距離割引は、一定(9,000 円等)を超えた額に対して 1 割引等となります。

※ 割引の重複について、上記(1)(2)との重複は、適用することができます。

※ 運賃の割引は、各社それぞれにおいて、北陸信越運輸局長の認可を得ています。

※ 各種割引や割引率につきましては、ご利用になりますタクシー事業者へお問い合わせ願います。

一般社団法人長野県タクシー協会

〒381-0034

長野県長野市大字高田字高田沖 359-3

TEL 026-227-7177

FAX 026-228-9558